

令和5年度（2023年度）

# 事業計画

救いを託されている。



島根県支部

日本赤十字社

## 令和5年度の事業実施にあたって

2020年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大は、次々と出現する変異ウイルスにより未だ終息には至っておりません。

また、昨年2月24日に始まったウクライナの深刻な人道危機も関係国による恒久的な和平による解決は困難な状況にあります。

そして、海外の人道危機はウクライナにとどまらず、多くの国や地域で紛争や自然災害による飢餓や生活困窮に苦しむ大勢の人たちが存在します。

このような状況下、我々は赤十字の理念「人道の実践、人道の実現」に向け、日本赤十字社の使命「苦しんでいる人たちを救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間の命と健康、尊厳を守る」ため事業を展開してまいります。

令和5年度は、日本赤十字社（本社）が策定した「日本赤十字社長期ビジョンに基づく第二次中期事業計画（令和5年度から令和7年度の3カ年）」に基づき、事業を推進してまいります。

また、県民の皆様への赤十字理念の一層の浸透を図るため、地区・分区や赤十字奉仕団、青少年赤十字加盟校、赤十字救急法等ボランティア指導員との連携と協働を通じて、支部・病院・血液センター・乳児院が一体となって地域の実情に即した諸事業を展開してまいります。

特に、災害救護体制の一層の充実を図るとともに、医療・社会福祉施設の運営、血液事業の推進、新型コロナウイルス感染防止を踏まえた救急法等の講習会及び、防災セミナーの開催など、社会的ニーズや状況に対応した事業に取り組んでまいります。

引き続き、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

令和5年1月

日本赤十字社島根県支部

## 目 次

● 日本赤十字社ミッションステートメント	1
● 日本赤十字社長期ビジョン	3
1. 支援者の増強と社資募集の推進	4
2. 広報活動の推進	6
3. 災害救護の充実・強化	8
4. 救護看護師の養成	8
5. 救急法・健康生活支援等講習の普及	9
6. 青少年赤十字の普及と育成	10
7. 赤十字奉仕団の普及と育成	11
8. 医療事業・保健衛生活動	12
9. 血液事業の推進	13
10. 社会福祉事業の推進	14
11. 国際活動への参加	14

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社のミッションステートメントは、  
3つの要素から構成されます。

### **日本赤十字社の使命**

赤十字の使命は、赤十字の誕生以来、きわめて明確に存在しましたが、日本赤十字社では「人道・博愛の赤十字」「赤十字精神」といった漠然とした表現が長く使われてきたため、一人ひとりが受け止める日本赤十字社の使命は、曖昧なものとなっていました。ここでは、日本赤十字社にかかわる全ての人（会員、ボランティア、職員等）が共有すべき使命である「赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。（日本赤十字社法第1条）」の人道的任務の達成を「人間のいのちと健康、尊厳を守ります。」と明解に表現し、あわせて「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し」により、多くの人々の思いを結集して赤十字運動を推進して行くことを強調しました。

### **わたしたちの基本原則**

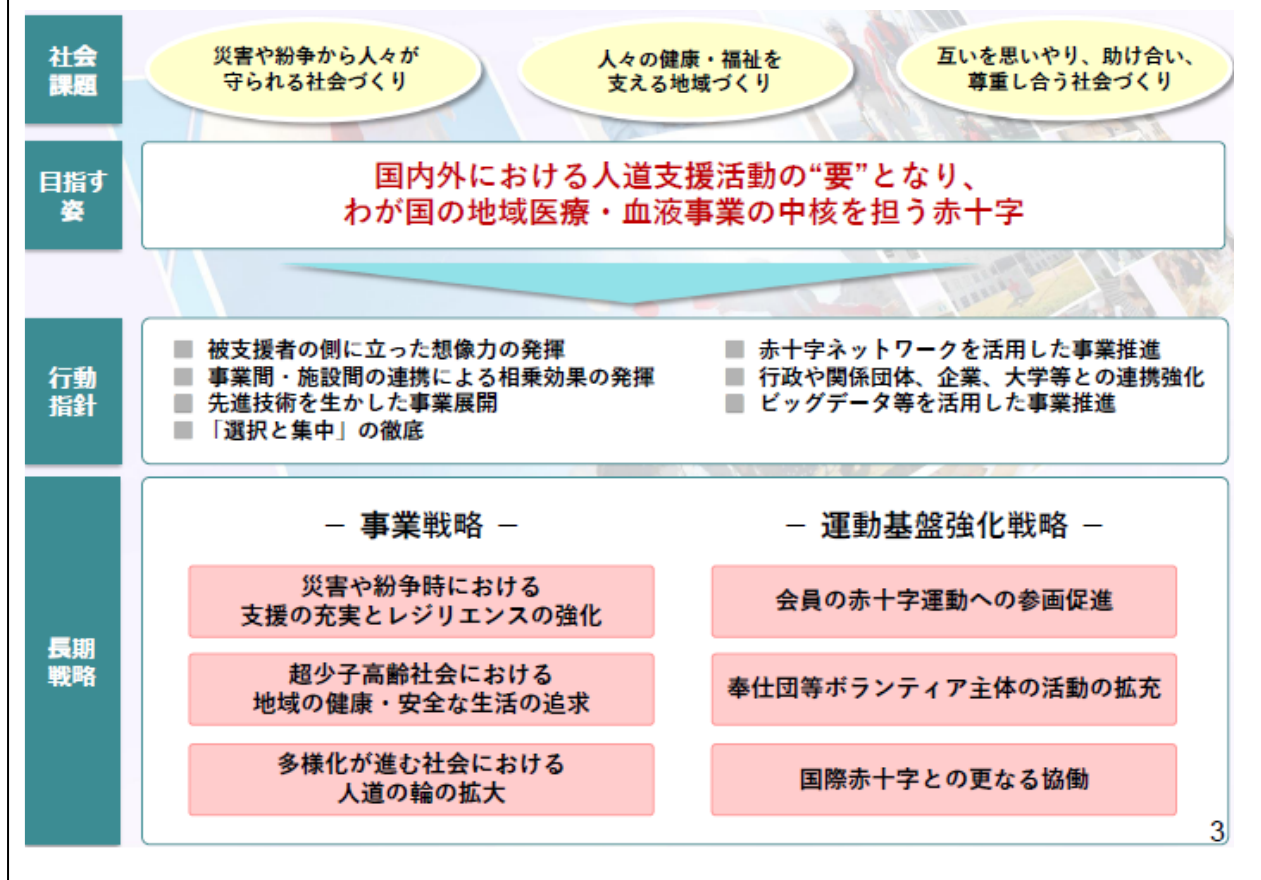
わたしたちが、日本赤十字社の使命を達成するために、世界中の赤十字が共有している7つの基本原則（赤十字の基本理念と行動規範）に従って行動することを明確に宣言しました。1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で宣言され、1986年にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で一部改定採択された「赤十字の基本原則宣言」の原文から主旨を汲み取り、簡明に表現しました。

### **わたしたちの決意**

日本赤十字社の使命、すなわち「人道の実現」を達成するために、職員やボランティアなどのわたしたち一人ひとりが心しなければならないこと、具体的に行動していかなければならないことを決意として表明しました。

# 日本赤十字社長期ビジョン※ 全体像

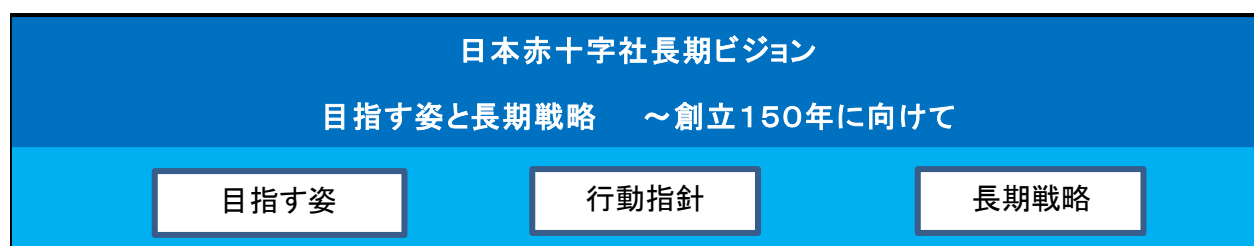
目指す姿と長期戦略 ～創立150年に向けて～



3

日本赤十字社法

ミッションステートメント



※この長期ビジョンは、日本赤十字社が2027年（5月1日）に創立150周年を迎えるにあたり、10年後に目指す姿やそれを実現するための長期戦略、行動指針等を示したものです。

# 令和5年度（2023年度）事業計画

## 1. 支援者の増強と社資募集の推進

赤十字事業を推進するためには、組織の根幹である支援者の増強と社資（活動資金）の安定的確保を図っていくことが極めて重要です。

このため、地区・分区や自治会、奉仕団等の協力を得て、「より信頼される日本赤十字社」となるために事業基盤を強固なものとし、組織力を高め、透明性を確保することで、支援者及び社資の増強に努めます。

### （1）社資（活動資金）の確保のために

「一世帯に一人は支援者（赤十字会員）を」の目標を掲げ、5月の赤十字運動月間を中心に個人、企業・団体など幅広い支援者の加入促進と社資の増強に努めます。

#### ①社資の意義と赤十字事業の関連性の啓発

何者に対しても中立で、そして公正、公平な赤十字事業を実施するためには、赤十字の理解と社資の意義、そして赤十字事業への支援の意味について、県内の各地域で実施する各種赤十字事業に併せ、積極的な啓発に努めます。

#### ②支援者の加入促進

会員制度による基盤強化と社資の増強を図るため、広報資材等の活用による地域住民の赤十字活動に対する理解と支援者の加入促進に取り組みます。

#### ③会員情報の適切な管理

大切な会員情報は、地区・分区と緊密に連携し、日本赤十字社島根県支部が的確、適正に管理を行います。

#### ④「特別会員」への情報提供

社法上の「社員」となる「特別会員」の権利を行使いただくとともに、赤十字への理解を深め、引き続き、ご支援がいただけるよう適宜、適切な情報の提供に努めます。

### （2）社資（活動資金）の増強対策のために

赤十字事業の充実を図っていくためには、社資の安定的確保が不可欠ですが、近年、募集額は逡減傾向にあります。このような状況を踏まえ、これまでの地区・分区における個別訪問による社資募集と並行して、支部においては、県内の企業・団体等に対するダイレクトメールによる社資募集や、口座振替やクレジットカード決済による社資募集など、個人、企業・団体の利便性に配慮した社資募集に取り組み、社資増強に努めます。

①ダイレクトメールによる社資募集

県内の企業・団体等に対して、ダイレクトメールによる赤十字事業への理解促進を図るとともに、社資への協力を呼びかけます。

②口座振替やクレジットカード決済による社資募集

日本赤十字社（本社）のホームページを利用した口座振替等による寄付システムの普及を図り、社資増強に努めます。

③企業・団体等との連携による社資募集

企業・団体等が社会貢献活動の一環として赤十字に協力できるプログラム（赤十字募金箱や赤十字活動支援自動販売機の設置等）を積極的に推進し、社資増強に努めます。

④相続財産や遺贈による寄付の推進

税理士会等に対して相続財産や遺贈による寄付の積極的なPRを行い、社資増強に努めます。

⑤中古本等の買取り寄付プログラム『キモチと。』の推進

ブックオフコーポレーション株式会社とのタイアップ事業である中古本等の買取り寄付プログラム『キモチと。』を積極的に推進し、社資増強に努めます。

⑥広報紙「しまねの赤十字」を利用した社資募集

広報紙「しまねの赤十字」に郵便振替用紙を添付し、広く個人、企業・団体からの寄付を募ります。

※郵便振替用紙は、自治会や町内会等での社資募集に影響が出ないように「4月1日号（春号）」には添付せず、「10月1日号（秋号）」に添付予定。

（3）地区・分区との連携強化のために

地域のニーズにあった様々な赤十字活動を行っていくためには、地区・分区との連携は欠かすことができません。このため、地区分区訪問やWEB会議等を通じ、地域の社資募集の現状や問題点を的確に把握し、地区・分区との連携を強化する中で、地域の実情に合った社資募集の対応策を提案するなど、地区・分区における赤十字事業の推進を図ります。

（4）令和5年度事業計画の実施のために

本事業計画を着実に実施するための地区・分区及び支部扱いの令和5年度社資目標額は、5年ごとの国勢調査に基づき、下記を設定しています。地区・分区及び自治会など関係機関の理解と協力を得ながら目標額の達成に努めます。



(単位：千円)

区 分	令和5年度 目標額	令和4年度 目標額
一般社資	140,871	148,308
地区分区扱い	129,543	140,699
支部扱い	11,328	7,609
法人社資	15,629	8,192
地区分区扱い	3,569	3,739
支部扱い	12,060	4,453
合 計	156,500	156,500
地区分区扱い	133,112	144,438
支部扱い	23,388	12,062

(5) 有功会組織の強化と赤十字事業との連携のために

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織され、赤十字活動を支援する団体です。

島根県支部の様々な活動を情報提供するとともに、活動内容の充実に努め、会員はもとより、有功章を受章された未加入の方々への参加を求める「仲間づくり運動」を積極的に推進します。

## 2. 広報活動の推進

職員をはじめ赤十字に関わる一人ひとりが広報の役割を担い、各種イベントや広報媒体等を積極的に活用し、赤十字の使命や身近な赤十字活動を分かりやすく人々へ伝えるよう努めます。

多くの人々が赤十字運動を理解するとともに、赤十字活動への参加促進が図られ、ひいては、社資の増強につながるようきめ細かな広報に努めます。

(1) 広報キャンペーンの実施

① 赤十字運動月間広報キャンペーン (5月)

赤十字への理解と支援の輪を広げるための広報キャンペーン

ア) 広報用グッズの配布

イ) レッドライトアッププロジェクトの実施 等

② NHK海外たすけあいキャンペーン (12月)

海外で起きた紛争や自然災害による被災者救援などを目的とした募金キャンペーン

③ 「ACTION! 防災・減災」キャンペーン (3月)

防災・減災に関する広報キャンペーン

(2) ホームページを活用した情報発信

(3) メディアを通じた情報発信

① テレビCM・ラジオCMによる広報の実施

※赤十字運動月間中に、地上波テレビCMの全国放映を実施予定。

また、地元テレビ局、ラジオ局、ケーブルテレビ局と連携し、年間を通じたCM広報を実施予定。

② プレスリリースや取材対応による地元メディア（新聞、テレビ、ラジオ）を通じた情報発信

(4) 広報資材の活用

① 広報紙「しまねの赤十字」の発行（年2回：4月・10月）

② 赤十字NEWS（赤十字新聞）の配布

③ 赤十字活動紹介パネル等の活用

④ 講習会受講者等への広報用チラシの配布

⑤ 日本赤十字社公式マスコットキャラクター（ハートラちゃん）や、同キャラクターの着ぐるみの活用

(5) 他機関、他団体が行うイベントとの連携による広報活動の実施

### 3. 災害救護の充実・強化

災害救護は、赤十字の使命に基づく重要な活動です。島根県支部は、「災害からいのちを守る赤十字」を掲げ、発災直後からの医療救護活動やこころのケアなどの支援活動まで、被災地や被災者のニーズに寄り添う救護活動を実施できる体制の構築を図るとともに、災害マネジメント・サイクルに基づく災害対応能力の強化に一層努めます。

#### (1) 被災者を救うために

- ① 訓練・研修の開催及び参加
- ② 資機材の整備

#### (2) 被災者の立ち直りのために

- ① 大規模な災害で被災された方々への救援物資の配付
- ② 小規模な災害等で被災された方々へのお見舞い等
- ③ 義援金の募集

#### (3) 被災者を減らすために

- ① 「赤十字防災セミナー」の普及
- ② 赤十字防災ボランティアの育成
- ③ 赤十字防災ボランティアの防災教育事業への協力
- ④ 支部主催・主管による「赤十字防災セミナー指導者養成研修会」等の開催

#### (4) 災害対応への改善

「島根県支部防災業務計画」、「島根県支部防災業務救護体制マニュアル」等の見直しを適宜行い、災害発生に備えます。

### 4. 救護看護師の養成

医療の高度・専門分化や保健、医療、福祉のニーズが増大する中、医療施設・血液センター・福祉施設などで幅広い業務に対応できる資質の高い看護師の養成を図るとともに、救護機関として、災害救護活動の中心をなす救護看護師の養成に努めます。

- ① 質の高い救護看護師養成のため、「救護員としての赤十字看護師研修」を充実
- ② 赤十字看護師養成施設（日本赤十字広島看護大学等）における看護学生奨学金制度の継続

## 5. 救急法・健康生活支援講習等の講習の普及

日本赤十字社では「人間のいのちと健康・尊厳を守る」という使命を掲げて、講習の普及に取り組んでいます。

救急法や幼児安全法では、成人や乳幼児の急病や事故を防止し、緊急時に適切な一次救命処置や止血などの手当の方法などの知識と技術を普及します。

水上安全法では、プール、海浜での監視・救助方法などの知識と技術を普及します。

健康生活支援講習では、誰もが迎える高齢期を、自助・共助により健やかに過ごすことを目指し、健康増進・介護予防に役立つ知識や技術を普及します。

各講習会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りつつ、資機材の整備・充実を図り、安全で安心な講習会ができるよう努めてまいります。

(1) 身近な講習の実施といざというときお互いに助け合う環境づくりのために

- ① 「災害からいのちを守る」ための知識と技術を普及
- ② 「県内すべての地域（旧 59 市町村単位）」での講習普及
- ③ 赤十字を支援していただく「町内会・自治会単位を大事」にした普及
- ④ 県民の健康・安全意識向上のために「赤十字救急法競技大会」を開催
- ⑤ 「災害時高齢者生活支援講習」「災害時乳幼児支援講習」の推進
- ⑥ 地域の子育てを支援する事業（子育て支援講座等）への協力
- ⑦ 県内で取り組まれている「地域包括ケアシステム」への支援と協力

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した講習の推進

- ① 「ガイドライン 2020」(\*)に準拠した救急法ならびに幼児安全法講習の推進
- ② 水の事故防止や救助、手当の方法の知識と技術を学ぶ水上安全法の推進
- ③ 高齢化社会に対応するため健康生活支援講習の推進
- ④ 地域や学校の要望に応える短期講習（出前授業）の充実
- ⑤ 救急法、幼児安全法指導員養成講習会の開催
- ⑥ 講習指導員のレベルアップ（研修会の実施）
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための資機材整備

人同士の接触を避けつつ効果的な実技を行うため、講習時に 1 人 1 台（体）の資器材が使用できるよう、AED トレーナー、心肺蘇生法人形（成人用・小児用）の整備を進めます。

(\*)救命・応急処置の方法など、救急法の指針となる日本蘇生協議会が示すガイドライン

## 6. 青少年赤十字の普及と育成

青少年が、赤十字の理念と精神に基づき、命を大切にし、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、教職員や教育行政並びに関係機関の理解と協力を得ながら、学校教育の場で、「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の三つの実践目標を柱に、「気づき」、「考え」、「実行する」という態度目標で活動する児童・生徒の育成に取り組みます。



### (1) 青少年赤十字の普及と促進

- ① 青少年赤十字の理解促進
- ② 広報活動の活用と推進

### (2) 青少年赤十字メンバーの育成・学校教育への支援

- ① 健康・安全
- ② 奉仕
- ③ 国際理解・親善

### (3) 青少年赤十字指導者の育成

- ① 県内の教職員および教育行政関係者を対象とした研修会の実施
- ② 青少年赤十字研究会へ指導主事を派遣
- ③ 中国・四国ブロック各県で開催される指導者対象の研修会に指導者を派遣

### (4) 青少年赤十字活動への支援

各加盟校で行われている青少年赤十字活動の一層の充実、また、新たな活動に取り組もうと考えている学校に対して助成金を交付し活動を支援します。

- ① 青少年赤十字加盟校への活動助成金交付
- ② 青少年赤十字研究推進校の指定と活動の積極的な支援

## 7. 赤十字奉仕団の普及と育成



赤十字事業の推進のためには、赤十字事業に積極的に参画する「赤十字ボランティア」の方々の協力および支援が重要な力となります。赤十字の理念と使命に賛同する赤十字ボランティアを増強し、地域における赤十字活動をさらに推進してまいります。

奉仕団は、市町村ごとに組織された「地域赤十字奉仕団」、及び特別奉仕団として、学生や社会人で構成された「青年赤十字奉仕団」、アマチュア無線等の技能を持つ人々や、青少年赤十字指導者OB等の様々な技能や経験を有した方で組織された「特殊赤十字奉仕団」、の3つのカテゴリーに分かれています。災害救護等の赤十字事業の推進をはじめ、赤十字思想の普及活動や地域のニーズに応じたボランティア活動に幅広く取り組めます。

奉仕団名			結成年月日
地域赤十字奉仕団			昭和32年4月1日
特別赤十字奉仕団	青年赤十字奉仕団	しんじ湖赤十字奉仕団	平成17年5月25日
		島根大学学生赤十字奉仕団	平成22年4月13日
	特殊赤十字奉仕団	みずうみ赤十字奉仕団	昭和31年3月10日
		松江邦楽赤十字奉仕団	昭和31年8月4日
		島根県理容赤十字奉仕団	昭和37年5月28日
		島根県無線赤十字奉仕団	昭和47年2月20日
		島根県青少年赤十字賛助奉仕団	平成16年5月15日

- (1) 日本赤十字社が主催する奉仕団育成のための会議や研修会への参加
- (2) 各奉仕団が取り組む活動の活性化のために島根県支部が提供するプログラム
  - ①防災・減災に向けた活動に
  - ②赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進に
  - ③奉仕団活動活性化に向けた支援
  - ④赤十字奉仕団支部指導講師の育成
- (3) 赤十字事業への協力のために
  - ①赤十字運動月間キャンペーンへの参加
  - ②国内外災害における義援金・救援金への協力
  - ③NHK海外たすけあいキャンペーンへの協力
  - ④支部主催行事等への参加と協力
- (4) 奉仕団活動の広報のために
  - ①ホームページの活用などを通じて広報の強化

## 8. 医療事業・保健衛生活動

松江・益田赤十字病院は、「人道」の精神に基づき、人々の生命と健康を守ることを使命とし、地域の中核病院として質の高い医療、看護を提供します。

高度医療を目指す医療機関として、地域の医療機関と連携を図りながら、急性期医療を展開します。

また、災害拠点病院として災害時における医療体制の充実強化を図ります。

新型コロナウイルス感染症等に対しては、感染症指定医療機関として受入病棟の確保、発熱外来の設置など、状況に応じ柔軟な医療体制の整備を図ってまいります。

### (1) 松江赤十字病院

病床数	診療科（27科）
599	内科、精神神経科、脳神経内科呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、腎臓内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器・副腎外科産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科

### (2) 益田赤十字病院

病床数	診療科（22科）
284	内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、内分泌・代謝内科、膠原病リウマチ内科、脳神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科

### (3) 医療施設と連携した社会活動の展開ために

- ①松江、益田医療圏域において、各赤十字病院を会場に健康医学講座を開催し、病気予防や健康保持のための啓発活動の展開
- ②各種保健衛生週間等には、関連ポスターの掲示などにより啓発活動を展開

### (4) 地域の救命活動の支援のために

- ①一定の要件を満たし、安全を確保する必要が認められるスポーツ大会等への救護員を派遣
- ①救急法等講習普及活動と連携し、AED使用方法の普及

(5) 離島支援のために

平時の特殊な救護活動として、必要に応じ隠岐島前地区の無料巡回診療等を通じて、住民の健康維持を支援

## 9. 血液事業の推進

少子高齢化社会の中、若年層をはじめ、広く国民に献血思想の普及と血液事業への理解を呼びかけながら、安全な輸血用血液製剤を安定的に供給できるよう努めます。

新型コロナウイルス感染症等に対しては、固定施設・移動採血において、献血者の手指消毒・マスク着用・検温の徹底を図り、感染拡大防止に努めてまいります。

(1) 輸血用血液製剤の安定的な供給のために

①若年層を中心に広く県民に対する献血思想の普及活動

- ア) 特に10代、20代を中心とした若年層からの献血への理解と協力を得るための積極的な取り組み活動（学内献血や街頭献血での呼びかけ等）
- イ) 将来の献血を支える小中学生には、いのちの大切さや、献血の重要性を伝える取り組みや高校生、大学生を対象とした献血セミナーの等、献血啓発活動を実施

②企業、団体との連携強化

- ア) 複数回献血クラブ登録者数の拡大
- イ) 支援団体による献血の推進活動

③安全な血液の確保体制

- ア) 本人確認、問診・検診の強化
- イ) 各種検査の実施
- ウ) 製造過程の自動化による均一な血液製剤
- エ) 輸血副作用遡及調査

④血液事業の一体化による事業の推進

中四国ブロック血液センターと連携した効率的な事業運営体制

(2) 骨髄バンクドナー登録の推奨のために

移動献血会場における骨髄バンクドナー登録会の同時開催の推進



## 10. 社会福祉事業の推進

県内唯一の乳児院を運営し、児童福祉の一翼を担います。社会状況の変容は、親子の関係や乳幼児の育成に大きな影響を及ぼしています。安全で安心、そして小規模グループ化などより家庭的な養育環境を整備し、入所児が心身ともに健やかな成長ができる愛情のこもった養育に努めます。

さらに、乳児院としての機能を活かし、地域の子育てを支援する事業を展開します。また、県内児童福祉施設への支援を行います。

新型コロナウイルス感染症に対しては、衛生管理の徹底、オンラインの活用などにより、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

(1) 県や市町村と協力・連携し、地域の子育て支援の推進のために

- ① 県と協働した里親委託や、虐待防止の活動の実施
- ② ショートステイや電話相談、病児・病後児保育等での子育て支援事業の実施
- ③ 赤十字講習（幼児安全法講習を中心に）と連携した事業の展開

(2) 県内福祉施設への支援のために

「児童福祉施設支援金の募集と配分」などを通じて地域の児童福祉事業を支援

## 11. 国際活動への参加

**+** 赤十字（157社）、**C** 赤新月（34社）、**◇** レッドクリスタル（1社）の192社のネットワークを活かし、国際赤十字の一員として、紛争や災害等で苦しむ人々の苦痛を軽減し、予防するための活動を行います。

被災者への医療や衣食住などの緊急支援だけでなく、復興支援や防災を通じた地域の基盤づくり等に取り組みます。

(1) 国際救援の実施

アジア・大洋州への給水・衛生キットの支援

（中国・四国9県支部合同事業へ継続参画）

支援内容：給水・衛生キットの配備

（現地スタッフ・ボランティアの研修、赤十字要員派遣等）

(2) 海外救援金等の募集

- ① NHK海外たすけあいキャンペーン期間（12月1日～25日）での取り組み
- ② 災害発生時に国際赤十字のアピールに応えた取り組み

(3) 災害時における外国人の安否調査や国交のない国と日本国との橋渡し業務の実施（遺骨返還等への対応）